

百間川河口水門予備ゲート脱落原因調査委員会 規約

(名 称)

第1条 本会は、百間川河口水門予備ゲート脱落原因調査委員会（以下「委員会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 委員会は、百間川河口水門予備ゲートの脱落原因を調査するとともに、予備ゲートの復旧方法、事故の再発防止、予備ゲートの管理・点検方法等について技術的な提案・助言を行うことを目的とする。

(協議事項)

第3条 委員会は、百間川河口水門の予備ゲートに関する次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 予備ゲートの脱落原因に関する事項
- (2) 予備ゲートの復旧に関する事項。
- (3) 事故の再発防止に関する事項。
- (4) 予備ゲートの管理・点検方法に関する事項。
- (5) その他委員会の目的に整合する事項。

(組織)

第4条

1. 委員会は、別紙に掲げる委員をもって組織する。
2. 委員の任期は、委員会の目的を完了するまでとする。
3. 委員会は委員長1名を置き、委員長は委員の互選により選任する。
4. 委員長が不在の場合は必要により、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代行する。
5. 必要に応じて委員会に諮った上で、別紙以外の学識経験者などを委員またはアドバイザーとして参画させることができる。

(会議)

第5条

1. 会議は、別紙に掲げる委員によって構成し、委員長がこれを招集するものとし、委員長はその議長となる。
2. 議長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(公開)

第6条 委員会の公開方法については、次のとおりとする。

1. 委員会は、非公開とする。
2. 報道機関の取材については、会議冒頭（挨拶時）のみとする。
3. 委員会終了後、委員長のコメントと議事概要を、当日、事務局において発表する。
4. 委員会の議事録は、意見及び質問、事務局の回答及び対応から構成される要旨とし、各委員の承諾後HPに公表する。
なお、発言者の氏名は記載しない。

(事務局)

- 第7条
1. 委員会の事務局は、国土交通省岡山河川事務所管理第一課に置く。
 2. 事務局は委員会の運営に必要な事務を処理する。

(規約の改正)

- 第8条
- この規約を改正する必要があると認めるときは、この会議において、委員の3分の2以上の同意を得て、これを行うことができる。

(その他)

- 第9条
- この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は議長が定める。

(附 則)

この規約は、平成21年11月11日から施行する。